

平成 29 年度 戸田香果橘(へだたちばな)販売促進戦略支援業務委託

プロポーザル実施要項

1 趣旨

本実施要項は、「平成 29 年度 戸田香果橘販売促進戦略支援業務委託」（以下「本業務」という。）の受託候補者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

平成 29 年度 戸田香果橘販売促進戦略支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「平成 29 年度 戸田香果橘販売促進戦略支援業務委託 特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 30 日（金）まで

(4) 委託料上限額

1,296,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 担当部署（提出先）

沼津市企画部政策企画課企画係

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町 16 番 1 号 4 階

電 話 055-934-4704（直通）

F A X 055-934-5011

e-mail kikaku@city.numazu.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年沼津市条例第 22 号）に規定する暴力団員等ではなく排除等の措置を受けていないこと。
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び沼津市税に滞納がないこと。

4 スケジュール

内 容	実施期間
実施要項等の公表	平成 29 年 9 月 26 日(火)
質問受付期間	平成 29 年 9 月 26 日(火)から 平成 29 年 9 月 28 日(木)午後 5 時まで
質問回答	平成 29 年 9 月 29 日(金) まで適宜
参加申込書及び企画提案書等の提出期間	平成 29 年 10 月 2 日(月)から 平成 29 年 10 月 16 日(月)午後 5 時まで (必着)
プロポーザル参加承認及び選考会 当日案内の通知	平成 29 年 10 月 18 日(水)正午までに電子メールで
選定委員会 (プレゼンテーション)	平成 29 年 10 月 20 日 (金) 午前
審査結果の通知	平成 29 年 10 月 25 日 (水) まで
契約締結	平成 29 年 10 月下旬

※公表方法は沼津市ホームページへの掲載とする。

5 実施要項等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問期間

平成 29 年 9 月 26 日 (火) から平成 29 年 9 月 28 日(木)午後 5 時まで

(2) 質問方法

質問書 (様式自由) に質問内容等を記載し、電子メールにより担当部署へ提出すること。また、提出後には必ず電話による受信確認を行うこと。

なお、質問書には、回答を受ける担当者の連絡先 (社名、部署、担当者氏名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等) を記載すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、適宜を取りまとめ沼津市ホームページに掲載する。なお、質問した者については公表しない。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出期間

平成 29 年 10 月 2 日 (月) から平成 29 年 10 月 16 日(月)午後 5 時まで (必着)

(2) 提出方法

沼津市役所企画部政策企画課に持参又は郵送により提出すること。なお、持参による提出は、土曜・日曜・祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

(3) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申込書 (様式第 1 号)

イ 参加申込者概要説明書 (様式第 2 号)

会社情報 (事業内容・経営状況) に関する資料を添付すること。

ウ 業務計画書 (様式第 3 号)

エ 企画提案書 (様式自由)

様式の大きさは日本工業規格 A 4 とし、作成する促進販売ツール (案) につい

て、絵や写真を用いわかりやすく表現するとともに、サイズや素材についても具体的に説明する。なお、業務委託契約後、作成するツールについて協議を行い、双方承諾のもと数量やデザインについて変更することができる。

オ 見積書（様式自由）

カ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式第4号）

キ 財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）

ク 納税証明書（申込日から3か月以内に発行された、課税のあるもののみ提出）
沼津市内の事業者は①～③、沼津市外の事業者は③のみを提出すること。

① 沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）

② 沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの）

③ 国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

※ なお、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、カ、キ及びクは不要である。

(4) 提出部数 6部（不備がある場合は、一切受け付けない。）

正本1部、副本5部を提出すること。

企画提案に必要な書類（ア～オ）は、片面刷りの上、様式番号順に編綴（左留め）し提出すること。なお、副本は社名及びロゴ等、提案者が特定される事項は、すべて空欄若しくは墨入れ表記（■等）とする。

(5) その他

委託者が追加資料を要求したときは、企画提案参加者は書類を作成し、速やかに提出すること。

7 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類等の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には選考会（プレゼンテーション・ヒアリング）の当日案内も併せて通知する。なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の午後5時までに「2 業務の概要 (5) 担当部署（提出先）」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

8 受託候補者の選定

(1) プレゼンテーション及び受託候補者選定委員会の開催日

平成29年10月20日（金）午前

(2) プレゼンテーション

発表時間等は1参加者につき20分程度（質疑含む）を予定している。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知する。

プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、参加申込の際に申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクタ・スクリーンは市で用意する。

プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。

(3) 審査項目及び評価基準

受託候補者の選定にあたっては、次の事項を基準とし、これにより審査する。

審査項目	評価基準	配点
1 基本的な考え方	・発注者の目的及び意図に沿ったものであるか	10
2 実施体制	・事業を円滑に進められるような体制であるか	10
	・業務履行スケジュールは適切に考えられているか	10
	・地元調整を円滑に行える人員や実績を有しているか	10
3 業務遂行能力	・ファシリテーターやワークショップ運営実績があるか	20
	・戸田香果橘の魅力を効果的に伝える戦略提案があるか	20
	・ツールとしての企画力やデザイン力があるか	20
合計		100

(4) 選定手順

ア 市が設置する受託候補者選定委員会において、審査項目に従って、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、評価点が最も上位の者を受託候補者として選定する。

イ 合計点数が6割を超える者がいなかった場合は、受託候補者を選定しない。

ウ 何らかの事由により業務を履行することが困難となった場合は、次に評価点が上位であった者から順に協議を行う。

(5) 結果通知

平成 29 年 10 月 25 日（水）までに提案者全員に通知するとともに、受託候補者として選定された者を沼津市ホームページに掲載する。なお、企画提案参加者は、自身の評価について、契約締結後にその理由の説明を求めることができる。

9 失格要件

契約締結までの間に、次のいずれかに該当した場合は、当該参加者を失格とする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- (4) 提出書類に不備や錯誤等があり、再提出を求めたにもかかわらず、期限までに提出されなかった場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 第三者の著作権等を侵害する行為があった場合

10 契約の締結等

受託候補者として選定された後、仕様に関する具体的な協議を行う。これにより、見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行う場合がある。この協議成立後、沼津市契約規則により契約の締結を行う。

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 参加申込は、1者につき1案とする。
- (3) 書類提出後の修正や変更は一切認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類の著作権は参加者に帰属する。
- (6) 業務実施担当者が企画提案書の作成に係ること。また、病休、退職等の極めて特別な事由が生じた場合を除き、変更してはならない。
- (7) 本プロポーザルで提出された書類等については公表しないが、情報公開請求があった場合、沼津市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (8) 本プロポーザルの結果については、本業務委託契約締結後に閲覧できるものとする。